

2019年度中型・大型免許等取得促進事業実施要領

1 助成対象

会員事業者が福島県内の運送業務の従業員に「準中型免許」、「中型免許（中型限定8t除く）」または「大型免許」もしくは「けん引免許（中型・大型免許に限る）」、「中型免許限定解除」、「準中型限定解除」を指定教習所（県内39ヶ所）において取得させた費用を助成する。

2 助成予算額

24,000,000円

3 助成金額

準中型車免許取得	1名	40,000円上限
中型免許取得（二種除く）	1名	75,000円上限
大型免許取得（二種・特殊除く）	1名	150,000円上限
けん引免許取得	1名	50,000円上限
中型免許限定解除	1名	30,000円上限
準中型免許限定解除	1名	20,000円上限
1会員あたり助成上限額		500,000円

※ 国又は公共機関から助成金を受けた（受ける）場合、助成の対象としない。

4 助成申請書類

- ① 中型・大型免許等取得助成申請書
- ② 在職証明書
- ③ 免許取得者名簿
- ④ 免許取得に関する証明（運転免許証）の写し及び取得前の免許証の写し
- ⑤ 保険証の写し
- ⑥ 指定教習所への支払領収書等の写し

- ・領収書は事業所名とする。ただし割賦払いについてはその限りとしない。
- ・割賦払いの場合その契約書写しと引落しの写しを提出。

※ 指定教習所は県内39ヶ所（別添様式参照）

注 ④と⑥においては、2019年4月1日以降の日付のもの

5 助成金受付期間

2020年2月29日までとする。

上記期間内であっても予算額を超えた場合は、その時点で終了とする。

6 留意事項

次に該当する場合においては、助成の対象外となります。

- (1) 会員として入会后6ヶ月未満である場合。
- (2) 会費の未納ある場合。
- (3) 入社前に教習所申込み及び免許を取得させた場合。
- (4) 中型・大型二種・大型特殊の免許を取得させた場合。

○ 現在の運転免許区分について

区分	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	3.5トン未満	3.5トン以上 7.5トン未満	7.5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	2トン未満	2トン以上 4.5トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上
受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上普通又は大型特殊免許を保有し通算期間2年以上	21歳以上普通又は大型特殊免許を保有し通算期間3年以上